

東大和市ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 東大和市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）への広告の掲載については、東大和市広告掲載取扱要綱（平成23年1月21日市長決裁。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(掲載の範囲)

第2条 市ホームページに掲載することができる広告は、ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告（以下「バナー広告」という。）とし、その内容が要綱第5条各号のいずれにも該当しないものとする。

2 要綱第5条第6号の規定により、市ホームページに掲載することが適当でないと認める広告は、次に掲げるものとする。

(1) 業種又は事業内容により規制されるもの

- ア 消費者金融又はギャンブルに係る広告
- イ 投機的商品に係る広告
- ウ 出資者及び出資金の募集に係る広告
- エ 債権の取立て、回収又は示談引受け等に係る広告
- オ 法令に定めのない医療類似行為に係る広告
- カ 興信所等に係る広告
- キ 法律で禁止されている商品、無許可商品等を扱う広告
- ク 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者による広告

(2) 表現又は表示により規制されるもの

- ア 人権を害するおそれのある広告又は性差別若しくは暴力的な行為を助長する広告
- イ 他をひぼう、中傷又は排除する広告
- ウ むやみに利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのある広告
- エ 市が推奨していると誤解を与える広告

(3) 事業者により規制されるもの

- ア 行政機関からの行政指導を受け改善がなされないとみなされる広告主の広告
- イ 不渡手形の発行等により金融機関からの取引を停止されている広告主の広告

(4) その他市長が掲載を適当でないと認める広告

(バナー広告の掲載位置等)

第3条 バナー広告は、市が市ホームページ上に設ける広告欄に、1事業者につき1枠を掲載させるものとし、その掲載位置、規格等は別表のとおりとする。

(バナー広告の掲載期間)

第4条 バナー広告の掲載期間は、月単位で定め、最長12か月とする。

2 バナー広告の掲載期間は、原則として、当該掲載を開始する月の最初の開庁日の午前10時から当該掲載を終了する月の最後の開庁日の午後5時までとする。

(バナー広告掲載の募集)

第5条 バナー広告の掲載の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかの方法による募集もできるものとする。

(1) 要綱第10条第1号から第3号に掲げる団体等に対し、直接、バナー広告掲載の案内を行う。

(2) 公募による応募者の数が募集の数に満たなかった場合に、要綱第10条各号の規定を踏まえ、広告主の候補者を選定し、直接に依頼する。

(バナー広告掲載の申込み等)

第6条 市ホームページにバナー広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、バナー広告の掲載を希望する日の属する月の前々月の初日から市長が指定する期日までの間に、東大和市ホームページバナー広告掲載申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、前項のホームページバナー広告掲載申込書に、次に掲げる書類等を添えなければならない。

(1) 掲載を希望するバナー広告画像の電子データ(電磁的記録媒体等により提出)

(2) 事業内容がわかる書類(登記簿謄本又はその写し、会社概要等)

3 バナー広告の電子データの作成費用は、申込者の負担とする。

4 市長は、必要に応じて当該年度(納期が到来しているものに限る。)及び前年度分の納税証明書又はその写し等の提出を求めることができる。

(バナー広告掲載の承認等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、バナー広告掲載の適否の審査を経て、バナー広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりバナー広告を掲載することを承認したときは東大和市ホームページバナー広告掲載承認通知書(第2号様式)により、不承認としたときは東大和市ホームページバナー広告掲載不承認通知書(第3号様式)により、申込者に通知するものとする。

3 広告主は、市ホームページにバナー広告を掲載する権利を、第三者に譲渡し又は転貸してはならない。

(バナー広告掲載料)

第8条 バナー広告掲載の承認を受けた者は、市長が指定する期日までにバナー広告掲載料を一括前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、バナー広告の掲載期間が複数の会計年度にまたがる場合のバナー広告掲載料については、年度ごとのバナー広告掲載期間に応じた金額を各年度に一括して支払うものとし、それぞれの支払期日は、市長が指定するものとする。

3 バナー広告掲載料の金額は、別表のとおりとする。

(広告主の申請義務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、東大和市ホームページバナー広告掲載内容等変更・取消申請書(第4号様式)により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

(1) バナー広告の掲載を取り下げるとき。

(2) バナー広告の画像を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) 前各号に規定するもののほか、東大和市ホームページバナー広告掲載申込書の記載

内容に変更があったとき。

- 2 市長は、前項に基づく広告主からの申請に対し、その内容について承諾するときは、東大和市ホームページバナー広告掲載内容等変更・取消承認書（第5号様式）により広告主に通知するものとする。

（バナー広告掲載の取消）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、バナー広告掲載料を指定期日までに納入しなかったとき。
- (2) リンク先ホームページが、予告なく閉鎖されたとき。
- (3) 広告主のホームページの内容が、バナー広告掲載申込時から変更され、要綱第5条各号のいずれかに該当すると判断したとき。
- (4) 広告主の反社会的行為等、広告主に関する事情により、当該広告主のバナー広告を掲載することが不相当であると判断したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要領に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取り消しの決定に当たり、要綱第13条第1項に規定する広告審査委員会に意見を聴くことができる。

- 3 第1項によりバナー広告の掲載決定を取り消す場合には、市長は東大和市ホームページバナー広告掲載取消通知書（第6号様式）により広告主に通知するものとする。

（バナー広告掲載料の還付等）

第11条 バナー広告の掲載期間中において、市の都合により市ホームページを閉鎖した時間が12時間を超えたときは、その時間に応じ、次の表に定める金額を還付するものとする。ただし、1か月につき、20,000円を限度とし、またシステムメンテナンスに要した閉鎖時間は、返還額の算定に係る閉鎖時間から除くものとする。

閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間以内	700円
以降24時間ごと	700円

- 2 バナー広告の掲載期間中において、市の都合によりバナー広告の掲載ができない場合以外には、既納のバナー広告掲載料は還付しないものとする。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、未掲載月分のバナー広告掲載料について還付することができる。

（その他）

第12条 その他市ホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて必要な事項は、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

バナー広告掲載位置等	掲載位置	市ホームページのトップページ及びグループトップとし、当該ページ内での掲載位置は、市が指定するものとする。
	掲載可能枠数	20枠
	画像サイズ	縦60ピクセル、横150ピクセルとし、その容量は、8キロバイト以下とする。
	ファイル形式	G I F（Graphics Interchange Format）形式とする。
	その他	J I S規格を遵守し、アクセシビリティに配慮したものとする。
バナー広告掲載料	掲載月数に月額2万円を乗じて得た金額。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおりとする。 掲載期間3か月～5か月 月額1万9千円 掲載期間6か月～11か月 月額1万8千円 掲載期間12か月 月額1万6千円	